六国史に見る般若心経の受容と展開

渡辺章悟

はじめに

う文字による伝承には大きな相違がある。そもそも大乗経典は初めから書かれるものとして成立しており、その書 唱え(svādhyāyana 暗唱)てきたのである。そのような口承による信仰と、経典を書写し、それを読誦するとい ぼすべてが暗誦であり、仏教も同じように、ブッダの教えを聴聞(śravaṇa)し、保持(udgraha)し、繰り返し かし、経典を書写するという行為は、仏教の最初より行われてきたのでない。紀元前に由来する古代の宗教は、ほ かれた経典の崇拝形態に応じて展開した信仰が大乗仏教であるとも言えるのである。 大乗仏教の信仰は経典の書写や読誦、経巻供養を中心に広がった。その起源は大乗経典中の記述に見られる。し

見ないようである。この経典に関する溢れるほどの論文や書籍があるのに比して不思議なことである。 いなかったであろう。しかし、般若心経の日本における信仰の展開を中心に論じた論考は、これまでほとんど例を

その前史として仏教の伝来と『般若心経』の初見の資料を見てみよう。 容を探るための時代的背景からして、日本の正史である六国史、および、 どをあきらかにし、日本仏教の経典信仰の一断面を描き出すことを目的とする。その主なる資料は、 そこで本稿は、この般若心経を対象に、日本仏教の中に受容されてきた経緯―その担い手、書写・読誦 同時代の歴史文献が最も重要となるが 日本仏教の受 の実態な

1. 仏教の広がりと『般若心経』の初見

確立するのは奈良時代になる。その端緒は、七三七年(天平九)三月三日に、聖武天皇によって発せられた以下の ような詔勅に見られる。 仏教は渡来系の人々によりわが国に導入され、次第に皇室の拠り所となる宗教として確立してゆくが、本格的に

国ごとに釈迦仏像一躯・挟侍菩薩二躯を造り、兼ねて大般若経一部を写さしめよ。

十三年(七四一)に詔を発し、諸国に国分寺と国分尼寺を建立したが、このことも夙に知られている。国分寺につ いては、『続日本紀』 このように釈迦三尊像と『大般若波羅蜜多経』六百巻の書写が開始されるのである。さらに、聖武天皇は天平 国城下郡司優婆塞貢進文」(正倉院文書)にみえる。このように、仏教は聖武天皇の治世で急速に浸透していっ の天平十三年(七四一年)一月十五日の条が初見で、ついで翌年十一月十七日「大養徳(大

たのである。

古文書』によれば、天平三年(七三一)には「心経抄一巻」が書写されたと伝えている。これは玄奘の『般若波羅 蜜多心経』の翻訳(六四九年)から、わずか八二年後のことである。 最初に心経について伝える資料もこの時代である。その心経信仰の内容については明らかではないが、『大日本

ておこう。最初の記録がその翌年に見られる。 以下、『大日本古文書』に散見される最初期の『般若心経』についての記録を、 天平年間に限って年代順に纏め

経」は読経・誦呪に対して用いられている。 ・天平四年 (七三二)三月二十五日には、薬師経一巻や観世音品とともに多心経が誦経された。この記録では、「誦

・天平六年(七三四)七月二七日には、方広経上巻・観世音経とともに多心経が誦経された。この記録では、「誦経

は誦陀羅尼などに対して用いられている。

も書写され、これ以降しばしば記載される。したがって、わが国ではその最初から小本系の心経が伝承され、 天平九年(七三七)と一〇年(七三八)には、般若心経の異訳で、羅什訳とされる

『摩訶般若波羅蜜大明

呪経

返し書写・読誦されてきたわけである。

|般若波羅蜜多大心経、多心経||が現存していたことも知られる。ただし、「般若波羅蜜多大心経||とは ・天平一〇年(七三八)の「経巻納櫃帳」には、当時、 黄紙、色紙、白麻紙など、諸種の素材によって写経された 『陀羅尼集

経』に引用される心経の偈頌の部分である。この様なものが独立して流布していた可能性もある。 天平十四年(七四二)十一月十五日には、「読経」として法花、最勝王経、 理趣経、 金剛般若経を、 「陀羅尼誦

として、石上部君・島君が最勝王経第三巻・多心経・十一面陀羅尼を、「読」として最勝王経一部と観世音経をあ として千手経、仏頂経、十一面経を、「誦」として薬師経、 阿弥陀経、 多心経をあげている。また、同日に「誦」

最勝王経金勝陀羅尼(義浄訳『金光明最勝王経』第八章)などをあげている。以上、ここまでの用例ではすべて「多 ・天平十五年(七四三)正月九日には、「誦経」として、 観世音経、多心経、 千手千眼陀羅尼、 <u>+</u> 面根本陀羅尼、

心経を誦する」(誦経)としている。

げている。

書ではなく、単なる書き入れであるが、公に『般若心経』(多心経)書写の開始を記録した最古のものとして重要 即〉歳対帰忌加冠拝官塞穴吉という記述があり、さらに(書入)〈「官多心経写始」〉」 と記録されている。正式な文 平十八年二月及ビ三月ノモノニシテ、二者ノ間、欠行ナキニ似タリ」とあり、その間に「八日庚寅木閇 である。(「正倉院文書」巻二、五七〇頁) ・天平十八年(七四六)二月十八日の条に、「(正集八) ○以下二切ハ、続日本紀、三正綜覧等ニ参照スルニ、天 〈雨水二月

心経一巻」が書写されている。(「第一櫃第二櫃経巻勘録」巻九、三八二~三八五頁) 年の、六月四日の条には、阿含経、海印三昧論や唯識論疏一部〈基撰十巻〉、唯識義燈七巻注などの論書とともに「多 とあり、聖武天皇が平城京の堂内で観音経百巻と心経百五十巻を法会の僧達に読ませたことが記されている。 ・天平十九年(七四七)二月十一日の条には、「観世音経一百巻 心経漆百五十巻 右、 平常宮御宇 天皇請坐者」

写する」として、七百六十八巻の『般若心経』の書写について述べている。この七百六十八巻もの心経書写の意味 ・天平二〇年(七四八)八月二日、天平勝宝二年(七五〇)の条には、「天平二十年十月五日に宣べられた所を奉

については後述する

・天平二一年(七四九)の条には、七六八巻もの般若心経(多心経)が書写された記録もある。(「料紙検定并便用

帳」巻九)

廷によって公に書写されるようになった。このように、奈良時代に『般若心経』の書写は朝廷の間で次第に一般化 記されており、わが国では最初から玄奘訳『般若波羅蜜多心経』が所依の経典として読誦・書写されていた。そし 誦するのであった。また、最初は誦されていたが、次第に書写もされるようになり、天平十八年(七四六)から朝 誦呪に対して用いられていた。つまり、心経はあくまで呪ではなく、経と見なされ、読むのではなく、声に出して て、他の観世音経、薬師経、阿弥陀経などの大乗経典とともに、「誦」あるいは「誦経」として記されており、読経 以上、『大日本古文書』に見える初期の引用例を見ると、般若心経はほとんどの場合、心経ではなく、多心経と

2. 国家事業としての経典の書写と読誦

していったのである。

(1) 百六十八巻の心経書写

心経の書写が行われるようになったのは、その少し後のことである。 前述したように心経は文献としては、天平三年(七三一)頃から日本の歴史に登場する。ただし、大規模な形で

に任ぜられた僧玄昉の発案によるもので、聖武天皇と光明皇后の安寧と除災のために、閏年の日数(三百八十四日 たことなどが記載されている。これはおそらく、天平七年(七三五)に唐から帰朝し、天平九年(七三七)に僧正 まず、『大日本古文書』所収の「正倉院文書」によれば、天平十年(七三八)の閏年に七百六十八巻が書写され

の二倍に当たる巻数(七六八)を書写させたものであった。

これを契機として天平勝宝六年(七五四)に至るまで、閏年には何度となく七六八巻の心経が書写されたが、

武天皇の崩御によってこの行事は一端終了した。

(2)千巻心宮

同九年(七五七)六月、天平宝字七年(七六三)十二月と、何回か大規模な千巻心経書写が行われている。 の家(佐保宅)に依頼を受けて千巻の心経が書写された記述がある。これを始めとして、同四年(七五二)五月、 一方、この時代には心経千巻が願経として書写されている。天平勝宝二年(七五〇)五月に藤原北家・藤原真楯

特に淳仁天皇は、天平宝字二年(七五八)に詔勅を発して写経所を設け、千巻心経などの写経を組織的に行うよ

中に限られるものであった。次に、わが国の正史とされる六国史に見る『般若心経』の記録を確認してみたい。 うになった。このために、千巻心経の書写は恒例となり、次の光仁天皇にも引き継がれる。こうして、奈良時代の 『般若心経』の信仰は飛躍的に盛行することとなるが、これはあくまで天皇や豪族たちの間に広まった仏教信仰の

3. 六国史に見える心経

(1)『続日本紀

二年(七五八)八月十八日の条には、以下のような記述が見られる。 六国史最初の『日本書紀』と第二の『続日本紀』には確かな心経の記録はない。ただし、『続日本紀』天平宝字

丁己。 尽念誦摩訶般若波羅密。其文武百官人等。向朝赴司。道路之上。毎日常念。 裏。庶人念。 波羅密多者。是諸仏之母也。四句偈等、受持読誦。得福徳聚、不可思量。是以、天子念。則兵革災害、 勅。 大史奏云。案九宮経。来年已亥。当会三合。其経云。三合之歳。有水旱疾疫之災。 則疾疫癘鬼、不入家中。断悪獲祥、莫過於此。宜告天下諸国。莫論男女老少。起坐行歩口閑。 勿空往来。庶使風雨随時。 如聞。 摩訶般若 咸無水 不入国

旱之厄。寒温調気。悉免疾疫之災。普告遐邇。

知朕意焉

きる。本書には、治暦四年(一○六八)に旱魃と三合の厄があることを記し、その三合を次のように解説する。 ことであろう。それは次の『古事類苑』(第一巻一九○頁)に引用された『年年隨筆』第五巻の用例からも推測で よってこの「摩訶般若波羅密〔蜜〕多」を読誦して、災いを除去せよというもので、これは淳仁天皇の勅令である。 九宮経』という中国の暦学書によれば、来年は三合が会う不吉な年であり、様々な自然災害や疫病が流行する。 「摩訶般若波羅密多」、あるいは「摩訶般若波羅密」とあるが、おそらく『摩訶般若波羅蜜多心経』の

實是雖レ當二五行之理運一、而弭レ災之術、旣在二祈祷一、夫禍福之應、譬猶二影響一、吉凶之變、 己亥一、至二于本朝貞觀十八年丙申一、積年四千九百一十八年也、以二三元百八十一除レ之、今中元之末、河 元之内也、三合之運當レ在二明年一、經曰、毒氣流行、水旱接並、苗稼傷殘、寇盜大起、兵喪疾疫、 上占二三元一、下用二五行一、三神相合、名曰二三合一、所レ謂三神者、大歳、害氣、太陰是也、今自二上元 三代實録に、貞觀十七年十一月十五日、陰陽寮言、黄帝九宮經、蕭吉九宮篇云、承二天之道一、因二人之情一、 「革命革令の外に、三合といふ災歳あり、改元はせられねども、御祈どもありて御つつしみなりき、三合とは、 愼與レ不

心經 三元大終、 一、旣免二其災一、即是本朝之殷鑒也と有、 當二此時一人君修レ徳施二行仁一、 而五徳復始之年矣、上元之三合、 自然銷レ災致レ福、去天平寶字三年、歳當二三合之理運一、 初在二斯歳一、由レ是有司上奏、 御祷ありしなるべし」〔年年隨筆 詔頒二下天下一、令レ讀二般若 五.

を免れるのがわが国の習わし (本朝之殷鑒) である」 と記していることから、この『続日本紀』の「般若波羅密 字三年(七五九)は、三元大終の年であり、五徳が始まる年でもある。上元の三合の年に般若心経を読ませ、 は心経のことを指しているとすべきであろう。 れる。そこでこの三合が黄帝九宮経に基づくものであり、災いの年であることを詳述している。さらに、「天平宝 このように『三代実録』の出典を根拠に、貞観十七年(八七五)十一月十五日に発せられた陰陽寮の判断が示さ

『続日本紀』 の宝亀五年 (七七四) 四月十一日の条には、これとほぼ同じ記述が見られる。

思欲憑此慈悲。 夏四月己卯。 朝赴曹。 其摩訶般若波羅蜜者。諸仏之母也。天子念之。則兵革災害不入国中。庶人念之。 道次之上。及公務之余。常必念誦。庶使陰陽叶序。寒温調気。 勅曰。 救彼短折。 如聞。 宜告天下諸国。 天下諸国疾疫者衆。 不論男女老少。起坐行歩。咸令念誦摩訶般若波羅蜜。 雖加医療。 猶未平復。朕君臨宇宙。子育黎元。 国無疾疫之災。人遂天年之寿。普告遐 則疾疫癘鬼不入家内。 興言念此。

知朕意焉

でも、及び公務の他でも、常に必ず念誦せよ。〔中略〕これが朕の強い意思と心得よ。 老若を問うことなく、行住坐臥に皆ことごとく摩訶般若波羅蜜を念誦せよ。文武百官は朝役所に赴く道路の上 摩訶般若波羅蜜は諸仏の母である。 庶民がこの〔経を〕念ずれば、 病気や鬼も家に入ってこない。〔中略〕そこで天下諸国に宣告する。男女 天子がこの〔経を〕念ずれば、 戦争・革命・災害が国に入ってくることな

中期(八世紀中頃)から後期には、すでに『般若心経』が勅令によって念誦することが推奨されていたことが判る。 心経と考えて良いだろう。だとすればこの記録は、光仁天皇の勅令であり、先の淳仁天皇の勅と並んで、奈良時代 ここでも心経と明確には記されていないが、老若男女までが簡単に念誦できるような経文として考えられるのは

(2) 『日本後紀』

経』についての記録も六回と多くなる。儀礼においても、仁王経あるいは仁王会、 経あるいは維摩会、 本書は六国史の第三であり、桓武天皇の在位十一年目から平城・嵯峨・淳和という四代の天皇(七九二~八三三 の時代を記録する。 法華経の書写や読誦もそれぞれ数回見られる。 『続日本紀』と較べて短い四〇年ほどの間に、 大般若経の転読の記録は十六回、 金光明経あるいは最勝会、

国分寺ある 大般若経転読の目的は、古来より除災、防疫病、防水害、祈雨、祈雨、 いは定額寺に安置することが記されている。一方、『般若心経』はまだ一般的ではないが、この史書になっ 停地震などであり、これを読み、供養して、

て初めて明確にその名が記録される。

『日本後紀』巻廿四 弘仁五年(八一四)十月乙丑(廿二)

置之秋篠寺。 般若心經 闡揚眞宗。 日誦萬言。 興福寺傳燈大法師位常樓卒。 初爲同寺善珠大徳弟子。請問内教。又善膳大丘。土師乙勝。學習外傳。 百卷。 和衆之中。 弘仁五年孟冬十月廿二日夜對律師勝義。 無染著陀羅尼一百八遍。縱在於造次。無虧日科。 撰作被讓。 尋而發弘誓願。 俗姓秦公忌寸。 □年之間。 山城国葛野郡人也。 高聲誦弘誓願。 轉讀法華經一十二萬四千九百六十卷。 上酬恩愛。下濟生靈。 律師合掌讃歎。 法師幼齢厭俗。 年及廿。學業漸進。 五更之後。 出家入道。 延暦廿四年有勅。 音義乃絶。 兼復毎 天資聰敏 持戒律 首 屈 誦

された頃のものである。 |引用は嵯峨天皇の在位五年の時の記録であり、 唐から帰国した最澄や空海らによって、 最新の仏教がもたら

寺の善珠に師事し、晩年は善珠の創建した秋篠寺の住持となった。彼は善珠の弟子として仏教を学んでいたが、仏 教以外の儒学などは善膳大丘 葛野郡で生まれ、弘仁五年(八一四)一〇月に七十四歳で死去した。幼い時に出家し、初めに大和 ここで述べられる常楼は、奈良から平安時代前期に活躍した法相宗の僧で、天平一三年(七四一)に山城 (生没年不詳) と土師乙勝から学んだと述べられている。 (奈良県) 興福 (京都府

代中期の八世紀中ごろには、 日般若心經百卷、 この記事によれば、 心経が無染著陀羅尼と並んで、誦すべき経典と見なされていたことに注目すべきである。 無染著陀羅尼百八遍を誦した」とある。これが『般若心経』の初出である。 常楼は すでにエリート僧の中で心経を書写し、 「二十歳の時に誓願し、□年之間、法華経十二万四九六○巻を転読し、 読誦する信仰が始まっていたといえよう。ま したがって、奈良時 併せて復、 毎

短い経典とはいえ、 毎日百回誦するからには、かなり重要な行となっていたはずである。

(3) 『続日本後紀』

どから、七大寺、十五大寺などで読誦させることも多くなった。また、僧百口(人)とする場合が最も多く、 的小規模な修法となってゆく。やはり、地震の際には大般若経の転読が行われている。 次いで『続日本後紀』では、大般若経の書写と転読が二十九回記録される。その場所は宮中の紫宸殿、 大極殿な

関して三回、勝鬘経についての記録はない。特筆されるのは、金光明〔最勝王〕経を講じたり、最勝会(金光明会) の記録についてで、なんと四○回も頻出する。また、承和五年(八三八)五月己未には遣唐使が無事に帰朝するこ また、『金剛般若経』が二一回と多く見られる。法華経を講ずるとするのが五回、維摩経はなく、専ら維摩会に 『海龍王経』を読誦させている。しかし、肝心な心経についての記録は以下の二回である。

①『続日本後紀』巻七 承和五年(八三八)十一月辛酉七

後并三ケ日内。禁斷殺生。公家所捨之物。毎一會處。以正稅稻一百束充之。物毎一會庶使普天之下旁薫勝業 料。一分充供養料。 出一文錢。若一合米。郡別於一定額寺若郡舘收置之。 之喜。不如般若妙詮之力。大乘不二之徳。普告京畿七道。令書寫供養般若心經。 十一月乙夘朔辛酉。勅。廼者妖祥屡見。氛・不息。思民與歳。忘寢与食。其令黎庶無疾疫之憂。農功有豊稔 其米。 來年二月十五日各於本處。 國司講師惣加検校。所出之物。分爲二分。一分充寫經 屈請精進練行堪演説者。 開設法筵。受持供養。 仍須國郡司并百姓。 人別俾

率土之民共登仁壽

②『続日本後紀』巻八 承和六年(八三九)二月丁夘十五

承和六年正月丙子、 彗星見::兌方:、長一丈許、 二月丁卯、 令…東西兩寺講 讀般若心經 二、以 二彗星

也

院において、二・三日に限り、僧二百人に大般若経を読ませ、さらに勅令を以て諸国〔の民〕において読ませ、 明天皇の〕勅令により、心経を書写・供養したことを記載しているが、その目的は、疾疫を逃れ、豊穣を祈るため 除災のために行ったものである。また、承和八年(八四一)十一月にも彗星が西のほうに見えた。その時は、八省 はなく、「講読」とされることに注目すべきである。講読の目的は、彗星が不吉な現象と見られていたため、その である。後者は、翌年の八三九年二月に東寺と西寺で心経を「講読」させたとある。ここで初めて心経は「誦」で これらは、 国家事業としての心経を書写・講読させた最初の例である。前者は、承和五年(八三八)十一月〔仁 同

時に殺生を禁じたりしている。

代には、朝廷により心経書写が京都・近畿を中心として日本中に広められていった。確かにこの史書には『般若心 その意味では大般若経の読誦と変わることはなかった。さらに、遅くとも平安時代前期の九世紀前半、仁明天皇の このように、『般若心経』が読誦されるのは、疾病や災いを除去せんと「般若妙詮之力」にすがったのであり、 の記述は二箇所のみで決して多いとは言えないが、日本国内への流布という面では大きな転機を迎えたことが

(4) [三代実録]

東西院・崇福・梵釈・元興等五寺、各請十僧」などのように分散させて行う場合もある。最も多い形式は「請六十 して、二十一回記載されている。この転読は大勢で読誦するもので、今日の転読とは異なる。最高は僧百口で以下、 僧於内殿(紫宸殿)。轉讀大般若經。限三日訖」とするもので、比較的小規模になっている。 九十口、八十二口、八十口、七十八、七十五、七十四、七十、六十八口、六十口、五十口などがあり、中には「延暦寺 を扱う。この書の中で最も多く見られる経典は『大般若経』で、元慶元年(八七七)七月七日から転読大般若経と 最後に六国史の最後の 『三代実録』である。この史書は清和天皇から光孝天皇までの八五八年から八八七年まで

王経、 心経は十三回も記録されている。以下にそのうちの代表例をあげておく。 その修法の目的は祈雨、 大日経、 金剛頂経、 除災、鎮疫病、祈豊穣など多彩である。その他、金剛般若経、仁王般若経、 無量寿経なども読誦、書写され、或いは講じられている。 この時代になると、 金光明最勝

① 『三代実録』巻十 貞観七年(八六五)四月五日乙夘

五日乙夘。是日。 天下患咳逆病。 今年内外疫氣有萠。 内裏并諸司諸所延名僧一人。受十善戒。 故轉經攘之。 讀般若心經。 僧俗所讀經卷數。 各別録奉進。

- ②『三代実録』巻十 貞観七年(八六五)五月十三日癸巳
- 十三日癸巳。延僧四口於神泉苑。讀般若心經。又僧六口。七條大路衢。分配朱雀道東西。 夜令佐比寺僧惠照。 修疫神祭以防災疫 朝夕二時讀般若心
- 五日壬午。於天安寺。限以三日。奉爲田邑天皇文徳。 『三代実録』巻十二 貞観八年(八六六)正月五日壬午 轉讀金剛般若經千卷。

般若心經万卷。

④ 『三代実録』巻十二 貞観八年(八六六)二月七日癸丑

可致兵疾之。 七日癸丑。 園韓神祭。 國司講師虔誠潔齋奉幣。 公卿向宮内省。 并轉讀金剛般若經千卷。 奉祭如常。 神祇官奏言。 般若心經万卷。 信濃國水内郡 誓和。 以謝神怒。 神部 兩神。 兼厭

⑤『三代実録』巻十二 貞観八年(八六六)二月十四日庚申

并轉讀金剛般若經千卷。 十四日庚申。神祇官奏言。 般若心經万卷。 肥後國阿蘓大神懷藏怒氣。 大宰府司於城山四王院。 由是。 可發疫癘憂隣境兵。 轉讀金剛般若經三千卷。 勅。 國司潔齋。 般若心經

⑥『三代実録』巻十二 貞観八年(八六六)二月十六日壬戌

以奉謝神心消伏兵疫。

伏兵疫。太政官處分。定左右京白米一升直錢册文。前廿六文。今加十四文。 十六日壬戌。勅。遣十一僧。向於攝津國住吉神社。 價騰踊。東西津頭。白米一斛直七貫二百文。黒米四貫四百文。由是増定京邑沽價 轉讀金剛般若經三千卷。 黒米卅文。 般若心經三万卷。 前十八文。今加十二 以奉謝神心消

は 神々の怒りを宥めるなど鎮護のためである。なお、本書においては、「心経を誦する」とはせず、「読む」、あるい 省、太宰府、摂津国住吉神社などであり、読む日時は一定していない。読経の目的は、疾病、天災、兵疫などの防災、 後者の用例からすると、転読とは「書写された経巻を繰り返し声に出して読むこと」を指すのであろう。 われていたことが判る。 以上のように、心経万巻、三万巻の読経なども見られ、九世紀後半には心経を中心とした大規模な仏教儀礼が行 「転読する」とある。このうち①と②は「読般若心経」、③から⑥は金剛般若経と合わせて「転読」と記している 読経の場所は、 内裏、神泉苑、七条大路の四つ辻、朱雀道の東西、佐比寺、天安寺、宮内

経典の内容を理解し、それによって生き方の根拠とする時代は、やはりもっと後代まで待たざるを得なかった。 行われていた。 変化はしたが、その分、回数は増大した。読経の効果を読む回数によって補ったのであろうか。いずれにしても、 て以来、一貫して呪術的なものとして唱えられてきたのである。心経は「誦」から「読」へ、そして「転読」へと 一典は、 経典はそれぞれ特有の効能を持つと考えられてはいたが、仏教が百済より異国の神として導入され 地震や雨乞い、除災や病気平癒などのために、古来の神祇信仰と何ら矛盾することなく、平行して

以上、本稿は六国史を中心に『般若心経』の受容について記述したが、その他の平安朝を中心とする文献の分析 ついては別稿「般若心経の信仰」(『般若経大全』春秋社、二〇一五年)を参照されたい。

- 1 天平九年 (七三七) 三月丁丑 「詔曰。毎國令造釋迦佛像一躯。挾侍菩薩二躯。兼寫大般若經一部。」 (『続日本紀』卷十二)
- 2 天平十三年(七四一)正月丁酉(十五日)。「故太政大臣藤原朝臣家返上食封五千戸。二千戸依舊返賜其家。三千戸施入 諸國國分寺。以充造丈六佛像之料」(『続日本紀』巻十四
- 3 東京大学史料編纂所編の古文書集。正倉院文書を主とした編年文書、寺社・諸家の家分け文書、幕末外国関係文書を収 める。一九〇一年(明治三十四)刊行開始
- 4 また、同じ「正倉院文書」の経巻題書帳(『大日本古文書』巻九、一四〇~一四二頁)には、天平十八年(七四六)に 若心経』の注釈を書写した記録もある。「阿含経一巻 成実論十六巻 已上卅八卷 充題忍海広次 七月上旬給了 天平十八年五月廿八日 志斐麿」 注多心経一卷 成唯識論疏八卷 増一法数
- 5 ただし、その後も心経の百巻書写は時々行われている。たとえば、宝亀二年(七七一)十一月二六日の記録 三十九帙三裏)では、東大寺一切経所において、馬養という書写生が同月十九日の宣状によって、観世音経

若心経百巻」を書写したことを記している。

6 暦十(七九一年)に至る九十五年間を編年体で叙述する。藤原継縄・菅野真道らが桓武天皇の勅を奉じて七九七年 『日本書紀』に続く勅撰の全四十巻から歴史書で、六国史の二番目にあたる。文武天皇(六九七年)から桓武天皇 一の延

暦十六)に撰進した。複雑な編纂過程を経て、七九七年(延暦十六)に全四十巻が完成・奏上された。

7 とある他、慈雨を祈って『大雲経』を転読したり(弘仁十一年(八二〇)六月丙申)、『薬師経』を読誦し、 天長四年(八二七)十二月辛丑や天長七年(八三〇)五月己卯に、停地震のために「僧百口於大極殿、 を禁じている令もある(延暦十二年(七九三)正月癸巳)。 転読大般若経 七日間殺

8 註 奈良時代の官吏、膳大丘(かしわでの おおおか)のことであろう。彼は天平勝宝六(七五六)年に入唐廻使として金 『金剛般若経』をもたらしたことでも知られる。膳大丘の行状については、松本信道「膳大丘による金剛蔵菩薩撰

9 年(八六九)成立。『日本後紀』のあとを受け、仁明天皇一代(八三三~八五○)の治世十八年間を編年体で記す。 六国史の第四で二十巻からなる。文徳天皇の命により、藤原良房・藤原良相・伴善男・春澄善縄らが撰した。貞観十一 剛般若経注』 将来の背景」(『駒澤史学』七、二〇一二、一七~三四頁)を参照

10 大般若經一、 承和八年十一月壬寅、彗星見二西方一、丁巳、彗星猶見、十二月壬午、勅、 殊令三内記作二咒願文一、同令二五畿内七道諸國讀一レ之、迄二于事畢一、禁二斷殺生一、爲二彗星?見 請二僧百口於八省院一、限二三箇日一

11 を講師として、金光明経 貞観五年(八六三)五月廿日にも神泉苑の御霊会で、 部と般若心経六卷を演説している 藤原朝臣基経、 藤原朝臣常行等を会座の監會事とし、 延律師慧達

也